

放射性物質検査機器の第1次配分について

1. 貸与申請について

放射性物質検査機器（以下「検査機器」といいます。）の貸与について、第1次の募集に対し、128団体（うち県は13団体）から169台の貸与申請がありました。（参考1）

2. 配分先について

別紙の「配分の考え方」のとおり放射性物質の影響、地域的なバランス等により、第1次の検査機器の配分先を以下の自治体（各1台、計24台）としました。

	配分 台数計	配分先	
		都道府県	市町村
岩手県	1		一関市
宮城県	2		白石市／柴田町
福島県	14	福島県	郡山市／いわき市／白河市／相馬市／ 田村市／南相馬市／伊達市／川俣町／ 会津坂下町／石川町／広野町／ 川内村／新地町
茨城県	4		高萩市／日立市／つくば市／取手市
栃木県	2	栃木県	那須町
千葉県	1	千葉県	

3. 第2次以降の配分について

第2次配分は現時点では25台を予定していますが、これ以上の台数を確保できるよう努力しています。

第3次配分においては、100台以上を確保できるようにし、今回未配分となった自治体を始め、可能な限り自治体の希望に応えていく方針です。

【問合せ先】消費者庁地方協力課 中村、安藤
TEL：03-3507-9174（直通）
FAX：03-3507-9286

< 配分の考え方 >

都道府県単位での配分地域を設定した上で、具体の配分先の自治体を決定しました。

(1) 配分地域の設定

- ①原子力災害対策本部が求める計画検査の対象地域となっている17都県について優先的に配分。

青森県／岩手県／宮城県／秋田県／山形県／福島県／茨城県／
栃木県／群馬県／埼玉県／千葉県／東京都／神奈川県／新潟県／
山梨県／長野県／静岡県 ※上記のうち、群馬県からは市町村含めて申請なし

- ②さしあたり、第1次配分については、24台と限られていることから、上記①の都県の中でも、空間線量率の高い地域（※）が多い、以下の6県内の自治体に配分。

【岩手県／宮城県／福島県／茨城県／栃木県／千葉県】

※「影響を大きく受けている地域」とは、文科省実施の航空機モニタリング結果等において「空間線量率0.1 μ Sv/h r以上」の地域を指す。

(2) 配分先の自治体の決定

- ①上記(1)②の6県のうち、消費者の側の検査として広域的な活用を予定して申請している福島県庁、栃木県庁、千葉県庁の3自治体に各1台を配分。

- ②上記①の3台を除いた残り21台を市町村に配分することとし、各県ごとの申請市町村数で市町村への配分台数を按分した上で、空間線量率を踏まえた調整を行い、以下のとおり県単位の市町村への配分枠を設定。

【県単位の市町村への配分枠】

岩手県内・1台／宮城県内・2台／福島県内・13台／茨城県内・4台／
栃木県内・1台

- ③上記の各県ごとの配分枠に基づき、申請自治体における空間線量率や検査機器の保有状況等を踏まえ、具体の配分先の自治体を決定。